

# 東京都ふぐ取扱者資格受入講習実施要領

制定 平成 13 年 5 月 14 日 13 衛生獣第 8 3 号

## 第 1 目 的

この要領は、東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和 61 年東京都条例第 51 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 号の規定によりふぐ取扱責任者の免許を申請しようとする者が、東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和 61 年東京都規則第 123 号。以下「規則」という。）第 1 条の 5 第 2 号の規定に基づき受講する講習を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 講習の名称

この講習の名称は、「ふぐ取扱者資格受入講習」（以下「講習」という。）とする。

## 第 3 実施機関

保健医療局健康安全部とする。

## 第 4 知事が認める試験

規則第 1 条の 5 第 1 号の道府県知事が実施するふぐの取扱いに係る試験のうち条例第 4 条に規定する試験と同等の試験であると知事が認める試験は、「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年 10 月 31 日付生食発 1031 第 6 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）別添に示す、ふぐ処理者を認定する際の認定基準を踏まえた試験を実施しているもののうち、別表上段に掲げる道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の市長を含む。以下同じ。）が実施するふぐの取扱いに係る試験（同表の下段に掲げる期日があるものは、その期日に行われたものに限る。以下「知事が認める試験」という。）とする。

## 第 5 対 象

受講対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- 1 知事が認める試験に合格し、当該試験を実施した道府県知事のふぐの取扱いに係る免許等を受けている者
- 2 条例第 6 条各号のいずれにも該当しない者

## 第 6 内 容

講習の内容は次のとおりとする。

- 1 条例及び規則の規定
- 2 条例違反の事例等ふぐ取扱責任者として必要な事項

## 第 7 実施回数

毎年 1 回以上実施する。

## 第 8 講習の公告

講習期日、講習会場、講習内容、講習の受講手続その他講習の実施について必要な事項を公告する。

## 第9 受講者の管理

講習を実施したときは、受講修了者を記録し、その記録はふぐ取扱責任者免許証交付日の属する年度の翌年度の初めから1年間保存する。

## 第10 受講手続

受講希望者は、別記第1号様式によるふぐ取扱者資格受入講習申込書に次に掲げる書類を添えて、東京都保健医療局健康安全部健康安全課試験・免許担当宛てに申し込む。

- 1 知事が認める試験に係る合格通知書の写し又は合格証明書の写し
- 2 第5の1に規定する免許証等の写し

附 則 この要領は、平成13年5月14日から施行する。

附 則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成16年5月17日から施行する。

附 則 この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成26年9月8日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年9月7日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年5月25日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

### 別表（第4関係）

北海道	令和4年5月以降
青森県	令和3年6月以降
宮城県	令和3年6月以降
秋田県	令和4年4月以降
山形県	令和4年4月以降
福島県	令和5年6月以降
茨城県	令和5年4月以降
栃木県	令和4年4月以降
群馬県	昭和61年10月以降令和3年9月以前
埼玉県	平成15年4月以降
千葉県	昭和50年9月以降
神奈川県	昭和61年11月以降
新潟県	令和3年6月以降
富山県	平成22年10月以降
石川県	平成18年10月以降
福井県	令和4年4月以降
長野県	平成5年10月以降
静岡県	昭和52年5月以降

愛知県	昭和51年7月以降
三重県	令和3年6月以降
滋賀県	昭和48年9月以降
京都府	昭和51年10月以降
大阪府	令和4年4月以降
兵庫県	令和3年6月以降
奈良県	昭和53年4月以降
和歌山県	令和4年7月以降
鳥取県	令和3年6月以降
島根県	令和3年6月以降
岡山県	平成28年4月以降
広島県	令和4年4月以降
山口県	昭和56年10月以降
徳島県	令和3年1月以降
香川県	平成16年10月以降
愛媛県	昭和28年1月以降
高知県	令和2年10月以降
福岡県	昭和54年4月以降
長崎県	令和3年6月以降
熊本県	昭和33年10月以降
大分県	令和2年4月以降
宮崎県	昭和33年11月以降
鹿児島県	昭和35年4月以降
広島市	令和4年4月以降
青森市	令和3年6月以降
八戸市	令和3年6月以降

別記

第1号様式（第10関係）

年 月 日

## 年度東京都ふぐ取扱者資格受入講習申込書

講習日時： 年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで

ふりがな	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (該当に丸印)
現住所	〒 — —
電話番号	自宅・職場・携帯 (該当に丸印) — —

整理番号

### 受講資格確認事項

- 1 東京都ふぐ取扱者資格受入講習実施要領第4に規定された知事が認める試験のうち、合格した道府県名又は市名及び当該試験の合格年度

道府県名 又は市名		合格した 年 度	年度
--------------	--	-------------	----

- 2 1の道府県又は市のふぐの取扱いに係る免許証等の登録番号及び免許登録年月日

登録番号	第 号	登録 年月日	年 月 日
------	-----	-----------	-------